

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月23日

相模原市長 本村 賢太郎

相模原市条例第52号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年相模原市条例第41号)の一部を次のように改正する。

別表第2第1項の表3の項中

「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であつて規則で定めるもの」

を

「生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)であつて規則で定めるもの

に改め、同表5の項を削り、同表6の項中

「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であつて規則で定めるもの」

「 介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。)であって規則で定めるもの 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの	を	介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。)であって規則で定めるもの	に改
---	---	---	----

め、同項を同表5の項とし、同表7の項中「生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)」を「生活保護関係情報」に改め、同項を同表6の項とし、同表中8の項を削り、9の項を7の項とし、10の項から13の項までを2項ずつ繰り上げ、同表14の項中

「 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの	を	生活保護関係情報であって規則で定めるもの 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの	に改
--	---	---	----

め、同項を同表12の項とし、同表中15の項及び16の項を削り、17の項を13の項とし、18の項を14の項とし、同表19の項中

「 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの	を	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支	に改
--	---	------------------------------	----

生活に困窮する外国人に対する
生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの

給に関する情報であって規則で定めるもの

」

め、同項を同表15の項とし、同表20の項を同表16の項とし、同表21の項中

「

身体障害者手帳又は精神障害者
保健福祉手帳に関する情報であって規則で定めるもの

を

身体障害者手帳又は精神障害者
保健福祉手帳に関する情報であって規則で定めるもの

に改

生活保護関係情報であって規則で定めるもの

」

め、同項を同表17の項とし、同表中22の項を18の項とし、23の項から27の項までを4項ずつ繰り上げ、同表28の項中

「

地方税関係情報であって規則で定めるもの

を

生活保護関係情報であって規則で定めるもの

に改

地方税関係情報であって規則で定めるもの

」

め、同項を同表24の項とし、同表29の項を同表25の項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。